

「被災地等における安全・安心の確保対策」フォローアップ

平成25年5月14日現在

施策	担当	実施・検討状況
1 被災地等の治安回復・維持		
(1)被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持	警察庁	i ◎被災地の警察官約3,800人に加え、平成25年5月14日現在、全国から部隊を約300人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		ii ◎初動捜査活動等の強化のため、全国から特別機動捜査派遣部隊を編成し、捜査員・機動捜査用車両(最大時92人・23台)を被災地に派遣した。
	国土交通省	i ◎被災地周辺海域における不法行為の監視取締りを実施している。
(2)震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策	警察庁	i ◎平成24年1月26日、警察庁と中小企業庁は、被災地等復興支援事業からの暴力団排除に関する合意書を締結し、同事業からの暴力団排除を推進している。
	経済産業省	
	警察庁	i ◎平成23年4月25日、警察庁、国土交通省、社団法人日本建設業連合会等で構成される「東日本大震災復旧・復興対策事業に係る反社会的勢力排除のための中央連絡協議会」を設置し、情報交換等を行っている。
	国土交通省	
	警察庁	i ◎平成24年3月19日、環境省及び福島県警察等で構成される「環境省除染事業等暴力団排除対策協議会」を設置し、情報交換等を行っている。
	環境省	
	警察庁	i ◎平成24年11月、警察庁、国土交通省及び厚生労働省等が連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除等を呼び掛けるリーフレット「復旧・復興工事の適正な施工の確保に向けて」を作成・配布して、復旧・復興事業に携わる建設業者における暴力団排除意識の高揚等を図っている。
厚生労働省		
国土交通省	i ◎平成25年4月26日、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームにおいて、暴力団による復旧・復興事業への違法な労働者派遣等への対策として、元請け事業者等による施工体制の把握、関係機関による検査・調査の強化、暴力団排除のための協議会の設置等を内容とする「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、同報告書に基づき、各種施策を推進している。	
内閣官房		
内閣府		
警察庁		
金融庁		
消費者庁		
復興庁		
総務省		
法務省		
外務省		
文部科学省		
厚生労働省		
経済産業省		
国土交通省		
環境省		
防衛省		
警察庁	i	◎平成23年3月18日までに、震災に便乗した悪質商法に係る情報の収集・共有を図るため、消費者庁等の関係省庁との間でコンタクトポイントを設定した。
		◎平成23年3月18日、独立行政法人国民生活センターに対し、震災に便乗した悪質商法に係る情報を入手した際には警察庁に連絡するとともに、相談者に対する捜査への協力意思を確認し、協力意思がある場合には相談者の氏名及び連絡先を聴取し、提供するよう依頼した。あわせて、同月16日、都道府県警察に対し、消費生活センター等関係機関等に働き掛けて被害情報を収集すること等を指示した。

施策	担当	実施・検討状況
		iii ◎平成23年3月16日、都道府県警察に対し、震災に便乗した悪質商法、義援金等名目の詐欺等について、被害の未然防止等を図るための広報啓発活動の強化、取締りの徹底等を図るよう指示した。また、政府広報や警察庁及び各都道府県警察のウェブサイトへの掲載、被災地におけるチラシの配布等を通じて、震災に便乗した悪質商法、義援金等名目の詐欺等の手口や対策について広報啓発活動を実施している。
		iv ◎平成23年3月16日、都道府県警察に対し、義援金等名目の詐欺、震災に便乗した悪質商法等の各種違法行為に利用されている疑いがある預貯金口座を認知した場合には、当該口座の凍結のための金融機関への情報提供を行うよう指示した。都道府県警察では、義援金等名目の詐欺、震災に便乗した悪質商法等の各種違法行為に利用された口座を凍結するため、金融機関への情報提供を迅速に実施している。
		v ◎平成25年5月14日までに、震災に便乗した悪質商法、環境犯罪等を17事件検挙した。
		vi ◎平成25年5月14日までに、震災に便乗した義援金等名目の詐欺を81件検挙した。
		vii ◎平成23年5月11日までに、建設業、不動産業、廃棄物処理業等の各業界の28団体に対し、復旧・復興事業からの暴力団等排除の徹底を要請するとともに、都道府県警察に対し、発注事業主や受注事業者との緊密な連携体制の構築等を指示した。
		viii ◎平成23年4月7日、災害廃棄物処理事業から暴力団排除を徹底するため、岩手県、宮城県及び福島県にそれぞれ設立された災害廃棄物処理対策協議会と緊密な連携をとるよう各県警察に指示した。
		ix ◎平成23年4月19日、宮城県等から輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅の供給事業者の公募業務を委託された一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会と連携し、供給事業者リストからの暴力団関係企業等の排除等、輸入住宅建材を用いた応急仮設住宅調達事業からの暴力団排除対策を推進することとした。
		x ◎平成23年4月26日、東京電力株式会社に対し、企業対象暴力対策の徹底を要請するとともに、同月28日、関係都県警察に対し、被災県に設置された同社の補償相談センターと緊密な連携を図るよう指示した。また、同年7月22日、警察庁、東京電力株式会社、同発電所作業元請企業等で構成される「福島第一原子力発電所暴力団等排除対策協議会」を設置し、情報交換等を行っている。
		x i ◎平成24年5月23日、除染等の事業からの暴力団排除対策を推進するため、都道府県警察に対し、環境省等事業の発注者との連携等を指示した。
		x ii ◎平成24年6月26日、警察庁と株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、同機構が行う支援事業からの暴力団排除に関する合意書を締結し、同事業からの暴力団排除を推進している。
		x iii ◎平成24年7月10日、環境省に対し、災害廃棄物処理事業からの暴力団排除について、同事業を行う関係地方公共団体へ指導するよう申し入れた。
	金融庁	i ◎平成23年3月18日、金融庁のウェブサイトにおいて、「義援金を装った詐欺にご注意！」と題するウェブページを作成し、注意喚起を行っている。
		ii ◎平成23年3月25日、業界団体等を通じて金融機関に対し、義援金募集口座開設時の本人確認の厳格な実施を要請した。
		iii ◎平成23年4月12日から同月14日にかけて、業界団体と金融庁幹部の月例の意見交換会において、義援金の振り込みを受け付ける際の窓口及びATMコーナーにおける注意喚起や振り込め詐欺救済法の的確な運用による被害回復への取組を要請した。
	消費者庁	i ◎平成23年3月27日から同年7月29日までの間、独立行政法人国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設し、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の消費生活センター等の相談機能のバックアップに努め、919件の相談に対応した。

施策	担当	実施・検討状況
		ii ◎平成23年5月12日から、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、独立行政法人国民生活センターと連携して被災地における相談窓口にも各分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行っている。平成25年2月28日現在、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の20自治体、78か所の相談窓口にて延べ5,712人の専門家を派遣した。(うち5自治体(5ヶ所)は、日本司法支援センターと連携して、日本司法支援センターが開設した出張所に各分野の専門家を派遣している。)
		iii ◎消費者庁ウェブサイトにおいて、平成23年3月18日に義援金名目の詐欺に関する注意喚起を、同月31日に震災後の住宅の修理工事の勧誘を受けた際の情報提供を、同年4月28日に被災者支援等を名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に関する注意喚起を、それぞれ実施した。また、同年9月14日にラジオ福島及びふくしまFMを通じて震災や原子力発電所事故に乗じた悪質商法に関する注意喚起を、平成24年4月に政府広報ラジオ番組を通じて「温泉付き有料老人ホームの利用権」の買取り等の勧誘に関する注意喚起を、それぞれ実施した。
		iv ◎平成23年4月14日、被災地から寄せられた震災に関連する消費者相談の概況を公表し、その後毎週更新するとともに、「震災に関連する悪質商法110番」で受け付けた相談等に関して消費者に対するアドバイスを4回公表した。
	総務省	i ◎平成23年3月15日、地震情報等を装って出会い系サイト等のウェブサイトへ誘導するなど、震災に便乗した悪質なメール送付について、財団法人日本データ通信協会において注意喚起を実施した。
		ii ◎平成23年3月18日、東日本大震災等に関連して、総務省の名前を騙り、特定のURLへ誘導し入金を求める不当料金請求メールについて、総務省のウェブサイトにおいて注意喚起を実施した。
		iii ◎平成23年4月4日、財団法人日本データ通信協会において専用のメールアドレスを設け、東日本大震災に関連したチェーンメールや悪質なメール等の情報収集・分析を行い、同月21日、その結果を公表した。また、同年6月8日、財団法人日本データ通信協会においてチェーンメールの転送状況の調査結果を公表した。
	法務省	i ◎平成23年4月8日、全国の検察庁に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」を推進するよう周知した。
		ii ◎検察庁において、被災者を装った詐欺事犯を起訴し、有罪判決を得るなど、警察等の関係機関との緊密な連携の下、震災に便乗した犯罪に対して厳正に対処している。
	経済産業省	i ◎平成23年4月8日、クレジット取引を利用した震災に便乗した悪質商法・詐欺による被害を防ぐため、クレジット事業者に対し、加盟店管理を一層厳格に行うよう依頼した。
	国土交通省	i ◎被災した住宅の補修・再建を支援するため、「住まいるダイヤル」において、被災した住宅の補修に関する相談に応じる(平成25年5月14日現在12,107件)とともに、弁護士等による専門家相談、リフォーム無料見積りチェック等により、被災者の消費者トラブルからの保護を図っている。なお、平成23年8月31日まで現地での無料診断・相談を実施し、その申込みは6,078件であった。
		ii ◎被災地周辺海域における海上への不法投棄事犯に係る情報収集及び監視取締りを実施している。
	環境省	i ◎平成23年4月4日、関係地方公共団体に対し、被災地の住民が廃棄物処理を巡るトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、震災に便乗した違法な廃棄物処理の防止について周知した。
		ii ◎平成23年4月27日、関係地方公共団体に対し、災害廃棄物の処理の委託をする者に係る情報を適切に把握することが重要であることに鑑み、環境省のウェブサイトにおける「産業廃棄物処理業者情報検索システム」等により、産業廃棄物処理業者に係る情報を検索できる旨の周知等を行った。
		iii ◎毎年5月30日から6月5日に設定している「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」において、平成23年及び平成24年も、国と都道府県等が連携した監視・普及啓発活動等を一斉に実施した。

施策	担当	実施・検討状況	
(3)適切な検視、身元確認等の推進	警察庁	i	◎全国から広域緊急援助隊(刑事部隊(最大時約500人))を被災地に派遣し、收容された遺体の検視等を実施した。平成25年4月10日現在、收容された遺体については検視等を全て終えており、約99.2%について身元確認を終え、全ての遺体を遺族・市町村へ引き渡した。
		ii	◎平成23年3月18日までに、日本法医学会、日本歯科医師会、防衛省等に対し、適切な検視、身元確認等を推進するため、医師・歯科医師・自衛隊歯科医官の派遣を要請したところ、医師・歯科医師・自衛隊歯科医官(最大時約60人)が被災地に派遣された。
		iii	◎平成23年度補正予算(第1号)において、遺体の取扱いに係る経費(2,638百万円)を措置した(1(14)ivと重複計上)。
		iv	◎平成23年度補正予算(第3号)において、広域緊急援助隊(刑事部隊)の活動に必要な装備資機材の整備に係る経費(48百万円)を措置した(1(14)vと重複計上)。
		v	◎平成23年5月13日から同月22日までの間、身元確認作業の強化を図るため、10都県から警察職員106人を岩手県、宮城県及び福島県に派遣し、行方不明者の家族からの聴取(既に聴取した者からの再聴取を含む。)を行い、行方不明者本人に直接関係する資料の有無の再確認、DNA型の親子鑑定的手法の活用を図るための資料採取等を実施した。その後、身元確認作業の効率化を図るため、同年7月、被災県警察にDNA型鑑定データ照合装置を配備し、同年8月から確率計算ソフトを用いて多数の身元不明遺体のDNA型と多数の行方不明者家族のDNA型を照合し、親子鑑定的手法による身元確認作業を実施している。また、日本赤十字社に協力を依頼し、行方不明者本人から献血された血液の検体が保管されている場合、当該検体の提供を受け、DNA型検査を実施している。
	厚生労働省	i	◎平成23年3月17日、被災県に対し、死体検案書の作成に当たっては、最小限の記載内容で差し支えなく、被災県警察と適切な連携を図りながら、遺体の検案の迅速化に努めるよう、関係者への周知を依頼した。
	国土交通省	i	◎被災地周辺海域で発見した遺体については、被災県警察との連絡体制を構築した上で引渡しを行い、被災地から離れた海域で発見した遺体についても、状況に応じて、各県警察と合同で震災との関連に留意した検視、身元確認等を行っている。
	防衛省	i	◎平成23年3月23日から、警察庁の要請を受け、遺体の身元確認のため、自衛隊歯科医官を法歯学鑑定要員として福島県に延べ192人日派遣し、同年5月4日に活動を終了した。
		ii	◎平成23年3月24日から、東京都の要請を受け、遺体の検案のため、防衛医科大学校教授を検案医として宮城県に延べ31人日派遣し、同年7月7日に活動を終了した。
	(4)無人店舗、家屋等の防犯対策	警察庁 金融庁	i
警察庁		i	◎(再掲)被災地の警察官約3,800人に加え、平成25年4月19日現在、全国から部隊を約300人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		ii	◎被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー(最大時約450人・200台超)を被災県に派遣した。
		iii	◎平成24年3月12日、警察庁から日本スーパーマーケット協会等7団体に対して、同月16日、福島県の一部の警察署から地元商工会に対して、それぞれ警戒区域内の小売店舗における商品の回収や不法侵入防止措置の実施を要請した。
		iv	◎平成24年3月22日、福島県警察から関係地方公共団体等に対して、インフラ復旧作業事業者への防犯指導の実施を要請した。
		v	◎平成24年9月27日、福島県警察から除染等復興関連事業発注者に対して、受注事業者への防犯指導の実施を要請し
国土交通省	i	◎被災地周辺海域における係留船舶等に対する窃盗行為等の巡視警戒を実施している。	

施策	担当	実施・検討状況
(5)避難所における防犯対策、相談への対応等	内閣官房	i ◎デマ情報、悪質商法等に関する注意喚起や相談窓口等の情報について、避難所に掲示する壁新聞、ハンドブック、テレビ、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供している。
	内閣府	i ◎平成23年3月16日、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」を取りまとめ、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置、女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知等について、関係機関に依頼・働き掛けを行うとともに、同年4月11日、避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用し周知を行った。また、同月26日、壁新聞を活用し、相談窓口の周知に併せ、避難所運営における優良事例の紹介を行った。
		ii ◎平成23年5月10日から、地方公共団体と協力して震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を開設し、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問し、直接相談対応を行っている。
		iii ◎被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣について、平成24年5月11日に募集を開始し、同年7月7日から事業を実施し、7件のアドバイザーを被災地に派遣した。
		iv ◎東日本大震災を含む過去の災害対応における経験をもとに、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興の各段階において地方公共団体が取り組む際の、男女共同参画の視点からの取組指針を作成している(平成25年5月を目途に完成予定)。その中で、避難所の開設・運営管理、意思決定の場への女性の参画について言及している。
	警察庁	i ◎避難所や仮設住宅での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所や仮設住宅を訪問し、被災者からの相談(パトロール強化の要望、各種支援制度に関する問合せ等)への対応、防犯指導等の被災者支援活動を行っている。また、当該活動を支援するため、全国から女性警察官等(最大時約120人)を岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。
		ii ◎被災県の一部の警察署において、管内に所在する仮設住宅を巡回する「移動交番」を開設し、遺失届や被害届の受理のほか、チラシの配布等による防犯情報の提供、被災者からの各種要望・相談への対応等の活動を行っている。
		iii ◎(再掲)被災地の警察官約3,800人に加え、平成25年4月19日現在、全国から部隊を約300人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		iv ◎(再掲)被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー(最大時約450人・200台超)を被災県に派遣した。
	法務省	i ◎平成23年4月22日、地方更生保護委員会及び保護観察所に対し、避難所における非行相談等に関する保護司等の警察等への協力について依頼した。
		ii ◎一部の避難所において、保護司会や更生保護女性会が被災者への声掛け等を実施した。
		iii ◎全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生ずる様々な人権問題について相談に応じており、その旨を法務省及び全国の法務局・地方法務局のウェブサイトにおいて周知している。
		iv ◎被災者等からの人権相談に当たっては、相談内容に応じて関係機関と連携を図るなど、被災者等の抱える様々な問題に応じ適切に対応するとともに、相談内容から人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として立件し、速やかに救済手続を開始することとしている。
		v ◎平成23年4月18日、相談者の利便性の向上を図るため、法務局等の人権相談の電話番号を全国統一のナビダイヤルにするとともに、その旨を法務省のウェブサイトへ掲載したほか、周知ポスター等を作成・配布した。
		vi ◎平成23年3月14日から、法務局・地方法務局において、避難所等に特設相談所を開設し、被災者等からの人権相談に対応している。平成24年12月31日までに、568か所まで延べ1395回実施した。

施策	担当	実施・検討状況
(6)被災地等における子ども・女性への支援	内閣府	i ◎(再掲)平成23年3月16日、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)」を取りまとめ、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制、女性に対する暴力を防ぐための措置、女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知等について、関係機関に依頼・働き掛けを行うとともに、同年4月11日、避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用し周知を行った。また、同月26日、壁新聞を活用し、相談窓口の周知に併せ、避難所運営における優良事例の紹介を行った。
		ii ◎(再掲)平成23年5月10日から、地方公共団体と協力して震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を開設し、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問し、直接相談対応を
		iii ◎(再掲)被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣について、平成24年5月11日に募集を開始し、同年7月7日から事業を実施し、7件のアドバイザーを被災地に派遣した。
		iv ◎平成23年6月23日、「男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について」を取りまとめ、「安心・安全の確保に配慮した対応」、「ストレス軽減、心のケア等のための対応」、「仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応」及び「女性の参画の推進と生活者の意見反映」について、関係機関への周知を図った。
		v ◎(再掲)東日本大震災を含む過去の災害対応における経験をもとに、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興の各段階において地方公共団体が取り組む際の、男女共同参画の視点からの取組指針を作成している(平成25年5月を目途に完成予定)。その中で、避難所の開設・運営管理、意思決定の場への女性の参画について言及している。
	警察庁	i ◎(再掲)避難所や仮設住宅での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所や仮設住宅を訪問し、被災者からの相談(パトロール強化の要望、各種支援制度に関する問合せ等)への対応、防犯指導等の被災者支援活動を行っている。また、当該活動を支援するため、全国から女性警察官等(最大時約120人)を岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。
		ii ◎(再掲)被災地の警察官約3,800人に加え、平成25年4月19日現在、全国から部隊を約300人派遣し、警戒・警ら活動を始めとする各種活動に取り組んでいる。
		iii ◎(再掲)被災地の警戒・警ら活動等の強化のため、全国から地域警察特別派遣部隊を編成し、警察官・パトロールカー(最大時約450人・200台超)を被災県に派遣した。
	文部科学省	i ◎被災地等の子どもの安全を確保するため、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、地域ぐるみの学校安全体制整備の取組に対する支援を行っている。
		ii ◎平成23年4月11日までに、被災した子どもの心のケアの充実を図るため、被災地等の教育委員会に対し、保護者用リーフレット約110万部及び教師用指導参考資料約6,000部を発送した。
		iii ◎被災した子どもの心のケアの充実を図るため、平成22年度は、緊急に委託事業「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業(全額国庫負担)」を活用して臨床心理士等を派遣した。
		iv ◎平成24年5月、被災地の学校を対象に「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施するとともに、同年8月に宮城県において、調査結果の一部を基に震災で心に傷を受けた子どもたちの心のケアをテーマとしたシンポジウムを
		v ◎平成23年度補正予算(第1号及び第3号)及び平成24年度予算において、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するため、被災地及び被災した幼児児童生徒等を受け入れている地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等にスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」に係る経費(平成23年度補正予算:3,366百万円、全額国庫負担、平成24年度予算:4,702百万円、全額国庫負担、復興特
		vi ○平成25年度予算額案において、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するため、被災地及び被災した幼児児童生徒等を受け入れている地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等にスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」に係る経費(平成25年度予算額案:3,913百万円、全額国庫負担、復興特別会計)を計上した。

施策	担当	実施・検討状況
		<p>vii ◎平成23年7月に取りまとめた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、応急避難場所に指定された学校における女性のプライバシーに配慮したスペースの必要性等、女性や子育てに配慮した設計のあり方を示している。本提言は、地方公共団体等への配布や文部科学省のウェブサイトへの掲載等により情報発信し</p> <p>viii ◎全都道府県及び指定都市教育委員会において、「24時間いじめ相談ダイヤル」により、夜間・休日を含めて24時間体制で、子どもや保護者等からの電話相談に対応している。</p>
	厚生労働省	<p>i ◎平成23年3月14日、社団法人日本医師会等関係団体に対し、被災地における妊産婦・乳幼児に対する専門的・長期的な支援について、協力を依頼した。</p> <p>ii ◎平成23年3月18日、地方公共団体に対し、避難所等で生活する妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントをまとめた資料について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等への周知を依頼した。</p> <p>iii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、被災した児童への相談・援助に係る経費(2,720百万円)を措置した。</p> <p>iv ◎平成23年10月27日、厚生労働省の要請により、日本子ども家庭総合研究所において、「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会等が協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣等、中長期的な支援を行うこととしている。</p>
(7)在日外国人への支援	法務省	<p>i ◎平成23年3月15日から、震災による被害が甚大であった青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用市町村に係る地方公共団体又は在日外国公館に対し、その要請に応じて外国人登録者情報等を提供している。</p> <p>ii ◎平成23年3月15日から、災害救助法適用市町村に外国人登録を行っている外国人又は震災時に災害救助法適用市町村を訪れていた可能性のある外国人の親族、知人等からの安否確認のための照会に対し、出国事実の有無について回答している。</p>
	外務省	<p>i ◎平成24年3月、明治大学及び国際移住機関と共催で「東日本大震災と外国人政策」の、また、平成25年2月、東京都大田区及び国際移住機関と共催で「大規模災害と在留外国人」のそれぞれのテーマの下、国際ワークショップを開催した。これら2回のワークショップを通じて、大規模災害発生時の在日外国人への支援等について国民への啓発活動を</p> <p>ii ◎外務省のウェブサイトにおいて、日本語、英語、中国語及び韓国語により、震災に関する情報を掲載している。また、外交団及び国際機関に対し、関係連絡先、英語の情報提供サイト、福島第一及び第二原子力発電所事故に係る情報等</p> <p>iii ◎在京各国大使館からの安否確認依頼情報を取りまとめ、関係機関と共有するとともに、在京各国大使館に対する説明会を実施した。また、平成23年3月13日から同年12月21日までの間、在京各国大使館に対し、東京電力福島原子力発電所の状況や我が国がとっている関連の措置等について、定期的にブリーフィングを実施した(合計94回)。</p>
(8)震災に起因する法的トラブルに関する情報提供、法律相談等	法務省	<p>i ◎日本司法支援センターにおいて、被災地の弁護士会、日本弁護士連合会等の関係団体と連携協力の上、被災地の一時避難所等に弁護士・司法書士が赴く出張相談・巡回相談等を実施している。また、平成24年4月1日、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が施行されたことに伴い、東日本大震災法律援助事業(東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都を除く。)に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務)を実施している。</p>

施策	担当	実施・検討状況
		<p>ii ◎平成23年3月23日から同年9月22日までの間、日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会との共催による無料の「東日本大震災電話相談」を実施し、4,309件の相談に対応した。同年4月11日から同年10月7日までの間、日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会・仙台弁護士会との共催による無料の「東日本大震災仙台電話相談」を実施し、7,481件の相談に対応した。同年4月18日から同年6月30日までの間、日本司法支援センターにおいて、日本司法書士会連合会・各司法書士会との共催による無料の「東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談」を実施し、546件の相談に対応した。同年5月23日から同年9月30日までの間、日本司法支援センターにおいて、岩手弁護士会との共催による無料の「東日本大震災岩手電話相談」を実施し、948件の相談に対応した。</p> <p>iii ◎日本司法支援センターのウェブサイトにおいて、震災関連情報の特設コーナーを設置し、分野別の相談窓口(随時更新)、役立ちリンク集及び震災関連ニュースを公表しているほか、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に係る東日本大震災法律援助事業について特記したページの掲載や震災に乗じた悪質な勧誘に関する注意喚起等を行っている。</p> <p>iv ◎日本司法支援センターにおいて、平成23年10月2日、宮城県本吉郡南三陸町に「法テラス南三陸」を、同年12月1日、同県亘理郡山元町に「法テラス山元」を、平成24年2月5日、同県東松島市に「法テラス東松島」を、同年3月10日、岩手県上閉伊郡大槌町に「法テラス大槌」を、同年9月30日、福島県二本松市に「法テラス二本松」を、平成25年3月17日、福島県双葉郡広野町に「法テラスふたば」を、同年3月24日、岩手県大船渡市に「法テラス気仙」を、それぞれ開所し、弁護士会、消費者庁、国民生活センター、自治体等の関係機関と連携協力の上、弁護士・司法書士による無料法律相談、各種専門家(司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調査士、建築士及び税理士)による無料相談を実施している。なお、無料法律相談では、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談等も実施しているほか、宮城県の事務所では、仙台弁護士会主催のADR窓口を併設し、被災者の様々な法的ニーズに対応している。さらに、平成24年2月から「法テラス南三陸」で内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとして「女性の悩みごと相談」を実施している。</p> <p>v ◎平成23年11月1日、日本司法支援センターにおいて、法テラス・サポートダイヤル(コールセンター)に被災者専用フリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル」(0120-078309)を開設し、二重ローン問題や原子力発電所事故に係る損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等に関する情報を無料で提供</p> <p>vi ◎日本司法支援センターにおいて、震災以降に実施した電話相談の内容を中心とした「法テラス・東日本大震災 相談実例Q&A集」を作成し、平成23年11月以降、市町村を通じて被災者等に配布したほか、日本司法支援センターのウェブサイトにおいて公表しており、随時、Q&Aを追加している。</p>
(9)ガソリンスタンド等における犯罪・トラブルへの対策	<p>警察庁</p> <p>経済産業省</p>	<p>i ◎ガソリンスタンド等における犯罪・トラブルを未然に防止するため、各地域の情勢の的確な把握に努めるとともに、全国から被災県に対し、警察官やパトロールカーを派遣するなどして、警戒・警ら活動等の諸対策を推進した。</p> <p>i ◎ガソリン・軽油等の燃料について、民間備蓄義務の引下げ、タンクローリーの大量投入、海上・鉄道輸送ルートの確保、仮設ミニスタンドの設置、ガソリンスタンドの復旧、原子力発電所周辺地域への燃料供給等の対策を講じた。</p> <p>ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、「被災地域簡易給油所設置支援事業」に係る経費(508百万円)、「被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業」に係る経費(4,632百万円)、「石油製品販売業災害特別保証事業」に係る経費(5,080百万円)、「特定被災地域石油製品供給支援事業」に係る経費(910百万円)、「油槽所機能早期復旧事業」に係る経費(1,996百万円)を措置した。</p> <p>iii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、「被災地域石油製品販売業再建等支援事業」に係る経費(2,350百万円)、「被災地域等災害対応型拠点石油基地整備事業」に係る経費(9,987百万円)を措置した。</p>

施策	担当	実施・検討状況
(10)流言飛語への対応	内閣官房 総務省 経済産業省	i ◎平成23年4月5日、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」を取りまとめた。
	内閣官房	i ◎インターネット上の流言飛語に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、地方公共団体、事業者、関係団体等と情報共有を図っている。
		ii ◎デマ情報や悪質商法、義援金名目の詐欺、チェーンメール等についての注意喚起、相談窓口等の情報を、首相官邸等のウェブサイト、被災地の避難所等に掲示する壁新聞、ハンドブック、テレビ、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供し
	警察庁	i ◎避難所等において、チラシを配布するなどにより、被災者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行い、正確な情報の発信に努めた。
		ii ◎サイバーパトロール等を通じ、インターネット上の流言飛語の実態把握を行うとともに、警察庁のウェブサイトにおいて、インターネット利用者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行った。
		iii ◎平成23年3月17日、事業者団体やサイト管理者に対し、インターネット利用者が流言飛語に惑わされないよう注意喚起を行うとともに、管理するウェブサイト上に不審な情報を発見した場合には適切な措置を採るよう要請した。同年4月20日までに、インターネット上の法令や公序良俗に反し、被災者等の安全を脅かし、又は著しく不安感を高める悪質な情報について、サイト管理者等に対し、表現の自由を尊重しつつ自主的に適切な措置を採ることを求める要請を41件行ったところ、13件が削除された。
	総務省	i ◎平成23年3月12日、財団法人日本データ通信協会及び携帯電話事業者等において、震災に関連したチェーンメールが流れている状況を踏まえ、情報については、報道や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源で真偽を確かめ、チェーンメールを受信した場合は、速やかに削除し、転送をやめるよう、注意喚起を行った。
		ii ◎平成23年4月6日、電気通信事業者関係団体に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」に基づき、インターネット上の地震等に関連する情報であって法令や公序良俗に反するものについて、各団体所属の電気通信事業者等が、従来どおり、表現の自由に配慮し、事業者が自主的に策定した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」や約款に沿って自主的に判断し、適切に対応するよう要請した。社団法人テレコムサービス協会においては、行政機関から削除等の要請を受けた個別の情報について、同協会のウェブサイト上で公開している。なお、電気通信事業を所管する総務省においては、表現の自由を尊重する観点から、個別の情報について削除要請を行っておらず、今後も個別の情報について削除要請を行う予定はない。
	経済産業省	i ◎平成23年4月7日、インターネット上のサイト管理者等に対し、「被災地等における安全・安心の確保対策」のうち、インターネット上の流言飛語への対応について政府の取組を周知するとともに、利用者への注意喚起等の適切な対応をとるよう要請した。
		ii ◎平成23年4月5日、Twitter日本語版の運営支援を行う株式会社デジタルガレージ及びTwitter公式ナビゲーター「ツイナビ」の運営を行う株式会社CGMマーケティングと連携し、公共機関がTwitterアカウントを運用する際の認証スキームを構築し、運用を開始した。平成25年3月31日現在、800件登録されている。なお、平成25年4月1日からは上記民間企業の自主的な運用となっている。
(11)雇用創出のための基金事業を活用した警備員等による警戒活動	警察庁	i ◎地方公共団体に対し、緊急雇用創出事業等の雇用創出のための基金事業を活用し、警備業者に委託するなどして警戒活動を強化するよう働き掛けた結果、被災県において警備員等による警戒活動が実施されるとともに、警備員等と警察官との合同パトロール等も実施している。
	厚生労働省	i ◎平成23年4月5日、重点分野雇用創造事業について、「震災対応分野」を追加するなど事業の実施要件を緩和し、被災者を雇用して、避難所のパトロール等を行うことを可能とした。

施策	担当	実施・検討状況
		ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」の拡充に係る経費(50,000百万円)を措置し、同事業を活用したパトロール等が行われている。
		iii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」の拡充・延長に係る経費(200,000百万円)を措置した。
(12)ボランティアによる防犯活動	警察庁	i ◎被災地において被災者等により実施されている防犯パトロール等の自主的な防犯活動について、制服警察官が防犯パトロールに随行したり、これらの活動を行う団体や個人に対し、活動用ジャンパー、腕章、懐中電灯等が十分に行きわたるようにしたりするなどの支援を行っている。
		ii ◎平成23年4月6日から平成24年3月31日までの間、警察本部長が必要と認めた場合には、被災地以外の地域で使用されている青色防犯パトロールカーを被災地における防犯パトロールにも使用できるよう特例措置を講じた。
(13)交通秩序の回復	復興庁	i ◎警察庁等と連携を図り、必要があればボランティア団体等への情報発信を行うこととしている。
	警察庁	i ◎関係省庁・関係機関と連携し、通行止め等の道路交通情報を提供している。
		ii ◎警察庁のウェブサイトにおいて、「信号機が滅灯している場合の道路における通行について」を掲載するなど、安全な運転方法等について広報した。
		iii ◎被災地において、信号機の損壊した交差点等での警察官の手信号等による交通整理等の街頭活動を行った。
	国土交通省	i ◎平成25年4月19日までに、損壊した航路標識158基のうち、青森県で3基、岩手県で49基、宮城県で65基、福島県で9基、その他の県で29基、合計155基を応急復旧又は本復旧させた。
		ii ◎平成23年4月18日までに、11港の水路測量等を実施するなど航路啓開を実施した。
(14)被災地等における安全確保のための警察活動基盤の整備		iii ◎震災発生直後には津波に関する航行警報を、平成23年3月11日からは航路障害物及び福島第一原子力発電所に関する航行警報を、同月12日からは航路標識及び福島第二原子力発電所に関する航行警報を、それぞれ発出するとともに、MICS(沿岸域情報提供システム)により、同月20日から同年6月23日までの間は航路障害物の漂流状況を、同月29日から平成24年3月14日までの間は被災した港湾・航路標識の状況を、それぞれ情報提供した。
	警察庁	iv ◎福島第一原子力発電所周辺海域に巡視船を配備し、通航船舶が警戒区域に入らないよう監視警戒を実施している。
		i ◎警察活動に必要な情報通信を維持するため、被災した警察通信施設等の応急処置を行うとともに、停電した無線中継所の電力の確保を行った。
		ii ◎警察通信施設等の被災状況の把握を行い、平成23年度補正予算(第1号)において、警察情報通信基盤の復旧に係る経費(1,040百万円)を措置し(1(14)ivと重複計上)、無線中継所局舎の耐震診断等を行った。
		iii ◎全国から被災地へ職員を派遣し、警察通信施設の補修等を進めた。また、平成23年度補正予算(第3号)において、警察情報通信基盤の復旧に係る経費(898百万円)を措置し(1(14)vと重複計上)、無線中継所の建て替え整備等を実施した。
	iv ◎平成23年度補正予算(第1号)において、広域緊急援助隊の活動に必要な各種資機材の整備等のための災害警備活動に係る経費(13,153百万円)、パトロール活動等に使用する警察用車両の整備等に係る経費(1,284百万円)、震災による被害が判明している警察施設・装備資機材・警察情報通信基盤の整備のための災害復旧に係る経費(7,562百万円)	
	v ◎平成23年度補正予算(第3号)において、広域緊急援助隊の活動に必要な各種資機材の整備等のための災害警備活動に係る経費(12,555百万円)、パトロール活動等に使用する警察用車両の整備等に係る経費(22,647百万円)、震災による被害が判明している警察施設・装備資機材・警察情報通信基盤の整備のための災害復旧に係る経費(3,794百万円)を	

施策	担当	実施・検討状況
		<p>vi ◎平成24年度予算において、検問所プレハブセット等の借上等のための災害警備活動に係る経費(1,727百万円)、パトロール活動等に使用する警察用車両の整備等に係る経費(6,106百万円(うち復興庁計上分252百万円))、震災による被害が判明している警察施設・警察情報通信基盤の整備のための災害復旧に係る経費(906百万円(うち復興庁計上分141百万円))を措置した。</p> <p>vii ◎平成25年度政府予算案において、パトロール活動等に使用する警察用航空機の整備等に係る経費(4,154百万円(うち復興庁計上分271百万円))、被災した警察施設及び警察情報通信基盤の復旧に係る経費(1,053百万円(復興庁計上分))を措置した。</p> <p>viii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、東日本大震災により壊滅的打撃を受けた岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に対応し、被災地の安全・安心を確立するため、当該県の地方警察官の増員に係る経費(36百万円)を措置し、計750人増員することとした(1(14)vと重複計上)。</p> <p>ix ◎平成24年度予算において、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に対応し、被災地の安全・安心を確立するため、当該県の地方警察官の増員(750人)に係る経費(137百万円(うち復興庁計上分42百万円))を措置した(1(14)viと重複計上)。</p>
(15)被災者等への的確な情報の発信	<p>内閣官房</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p>	<p>i ◎デマ情報や悪質商法、義援金名目の詐欺、チェーンメール等についての注意喚起、相談窓口等の情報を、首相官邸等のウェブサイト、被災地の避難所等に掲示する壁新聞、ハンドブック、テレビ、ラジオ、地方新聞広告等を通じて提供し</p> <p>ii ◎平成23年度において、「笑顔ひろげ隊」が被災地の仮設住宅等を順次訪問し、ハンドブック等を用いて被災者に政府の施策等を直接説明した。</p> <p>i ◎他の通信手段の使用が困難な中、警察無線を使用して被災状況等に関する情報を地方公共団体に提供するなど、被災者の不安の解消等に警察無線を活用した。</p> <p>i ◎法務省のウェブサイト(日本語版・英語版・携帯版)において、被災者等へ向けた東日本大震災への法務省における対応等に係る情報を集約したウェブページを作成し、公表している。</p> <p>ii ◎(再掲)全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生ずる様々な人権問題について相談に応じており、その旨を法務省及び全国の法務局・地方法務局のウェブサイトにおいて周知している。</p> <p>iii ◎(再掲)平成23年4月18日、相談者の利便性の向上を図るため、法務局等の人権相談の電話番号を全国統一のナビダイヤルにするとともに、その旨を法務省のウェブサイトへ掲載したほか、周知ポスター等を作成・配布した。</p> <p>iv ◎安否確認のための出国事実の照会や外国人の入国・出国・在留の相談窓口の設置等の措置を講じるとともに、その旨を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく各種措置(平成23年8月31日に終了)及びこれに準ずる措置の内容と併せて、法務省のウェブサイト、テレビ、被災地におけるビラの配布等を通じて積極的に情報発信している。</p> <p>v ◎平成23年6月7日、死体未発見の行方不明者について、届出人の負担軽減を図るとともに、届出に係る事務処理を円滑に行うため、死亡届に添付する戸籍法第86条第3項の「死亡の事実を証すべき書面」の様式等を示した通知を発出するとともに、同様式を法務省ウェブサイトに掲載するなどして周知している。</p>
(16)警戒区域や計画的避難区域等の福島第一及び第二原子力発電所の周辺地域における治安の確保	内閣府	<p>i ◎平成23年5月10日から、関係地方公共団体、警察等と連携し、警戒区域等への避難住民の一時立入りを順次実施しており、平成25年3月24日に七巡目を終え、延べ約100,000世帯、230,000人の立入りを実施した。平成25年4月24日から平成25年度の一時立入りを開始する予定であり、引き続き、関係地方公共団体と調整しつつ、安全を十分確保しながら一時立入りを実施する予定である。</p>

施策	担当	実施・検討状況
	警察庁	i ◎福島第一及び第二原子力発電所の周辺地域において、各種装備資機材を活用して、行方不明者の捜索及び警戒・警ら活動を実施するとともに、平成23年4月22日からは警戒区域に出入りする車両に対する検問を、同年5月10日からは避難住民による一時立入りに際しての支援を、同年6月2日からは特別警備隊による計画的避難区域を中心とした重点パトロールを、それぞれ実施している。なお、警戒区域等は随時、見直されているが、引き続き同警備隊等により重点パ
2 復旧期における治安回復・維持		
(1)新設店舗等の防犯対策	警察庁	i ◎平成23年7月、関係業界団体を通じ、店舗を新設する際には防犯カメラ等の防犯設備を設置するなど、防犯性能の高い店舗づくりに努めるよう働き掛けた。
(2)新規に設置するATMの防犯対策	警察庁 金融庁	i ◎平成23年5月から同年8月までの間、警察庁及び金融庁並びに関係業界団体による連絡会議を開催し、同月、ATMの防犯対策の強化について申し合わせた。
(3)仮設住宅における防犯対策	警察庁	i ◎仮設住宅の入居者等に対し、犯罪情報や地域安全情報を適時適切に提供するとともに、的確な防犯指導を実施している。
		ii ◎(再掲)被災地において被災者等により実施されている防犯パトロール等の自主的な防犯活動について、制服警察官が防犯パトロールに随行したり、これらの活動を行う団体や個人に対し、活動用ジャンパー、腕章、懐中電灯等が十分に行きわたるようにしたりするなどの支援を行っている。
(4)戸籍の再製	法務省	i ◎平成23年4月25日、戸籍の正本が滅失した4市町を管轄する法務局において、戸籍の再製データの作成作業を完了させた。
		ii ◎平成23年3月22日、戸籍の正本が滅失した4市町及び管轄法務局に対し、戸籍の副本に基づき、「戸籍の副本に係る証明書(一般行政証明)」を発行することが可能である旨を通知した。
(5)登記に係る地図の修正による土地境界の復元	法務省	i ◎土地の境界が不明となっている地域の実態調査を実施したほか、登記所備付地図に記録されている座標値の補正等を実施した。
		ii ◎土地の境界が不明となっている地域の実態調査及び座標値の補正の結果を踏まえ、所要の地域において、地図の修正及び土地境界の復元を実施している。
	国土交通省	i ◎災害復旧に向けた公共事業や土地の境界復元に資するため、平成24年6月1日までに、測地基準点(三角点43,470点、水準点2,781点)の測量成果を改定するとともに、復旧・復興補助基準点(新設2,394点、改測3,733点)を新設・改測した。
		ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、測地基準点等の復旧に係る経費(4,700百万円)を措置した。
		iii ◎地籍調査を実施中であって、東日本大震災により地籍調査の測量成果がずれて利用できなくなった地方公共団体における当該成果の補正等を支援した。
		iv ◎平成23年度補正予算(第3号)において、地籍調査の測量成果の補正等の支援に係る経費(775百万円)を措置した。
v ◎平成24年度予算において、地籍調査の測量成果の補正等の支援に係る経費(740百万円(復興庁計上分))を措置した。		
(6)復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保	警察庁	i ◎被災地における信号機や道路標識等の交通安全施設等の損壊状況等について調査を実施した。
		ii ◎平成23年度補正予算(第1号)において、震災による被害が判明している交通安全施設等の復旧に係る経費(4,486百万円)を措置した(1(14)ivと重複計上)。
		iii ◎平成23年4月22日、都道府県警察に対し、復旧活動に従事する車両等の制限外積載許可に際し適切な指導を行うよう指示した。
		iv ◎平成23年度補正予算(第3号)において、被災地における交通安全施設等の復旧に係る経費(1,072百万円)を措置した(1(14)vと重複計上)。

施策	担当	実施・検討状況
(7)放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動の実施	法務省	v ◎平成24年度予算において、福島県南相馬市及び楡葉町の避難指示解除準備区域において被害を受けた信号機や道路標識等復旧に係る経費(88百万円(復興庁計上分))を措置した。
		i ◎平成23年4月21日から、法務省ウェブサイト「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」を掲載している。
		ii ◎放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のためのチラシ及びポスターを作成し、平成23年4月26日から、公共機関等に配布・掲出している。
		iii ◎放射線被ばくについての風評等に基づく人権侵害事案の予防のためのラジオスポットCMを作成し、平成23年5月17日から同月23日までの間、福島県からの避難者の多い地域のラジオ放送局6局において放送したほか、同年12月5日及び同月7日、東京FMIにおいて放送した。
		iv ◎東日本大震災に伴う風評被害等に関する人権啓発デジタルコンテンツを作成し、平成23年6月10日から、動画配信サイトYouTube内の法務省動画チャンネルで提供している。また、アニメーションによる人権啓発デジタルコンテンツを作成し、同年11月25日から同年12月10日までの間、インターネットバナー広告を掲載するとともに、同年11月27日から同年12月10日までの間、BSデジタル放送において放映したほか、同年11月29日から、動画配信サイトYouTube内の法務省動画チャンネルで提供している。
		v ◎平成23年9月28日、中央省庁等の職員を対象とした「人権に関する国家公務員等研修会」において、「震災と人権－国家公務員として出来ること－」をテーマに講演を実施したほか、同年11月16日から、法務省ウェブサイト「開催結果」を掲載した。
		vi ◎「震災と人権」をテーマにした人権シンポジウムを、平成23年10月23日に東京都港区で、平成24年1月22日に大阪市北区で、平成24年2月11日に仙台市青葉区で、平成24年7月28日に岩手県盛岡市で、平成24年11月3日に福岡市中央区で、平成25年1月19日に福島市で、それぞれ開催した。また、各シンポジウムの開催結果については、法務省ウェブサイトに掲載してきたほか、シンポジウムの模様について、動画配信サイトYouTube内の法務省動画チャンネルや公益財団法人人権教育啓発推進センターの人権チャンネルで提供している。
3 復興期のまちづくりにおける治安基盤の確立		
(1)犯罪の起きにくいまちづくり	警察庁	i ◎被災地のニーズを十分に踏まえつつ、あらゆる防犯性能を備えたまちづくりを推進したり、防犯ボランティアの立ち上げや活動を支援して地域社会の絆を強化したりすることにより、犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。
	国土交通省	i ◎被災地において、今後、復興まちづくりが本格化することが見込まれることから、関係地方公共団体に対し、復興まちづくりにおける留意点を近々周知することを予定しており、この中で犯罪の起きにくいまちづくりの進め方についても周知を図る予定である。
(2)安全な交通環境の整備	警察庁	i ◎(再掲)被災地における信号機や道路標識等の交通安全施設等の損壊状況等について調査を実施した。
		ii ◎平成23年度補正予算(第3号)において、被災地における交通安全施設の防災機能の強化等に係る経費(374百万円)を措置した(1(14)vと重複計上)。
		iii ◎平成24年度予算において、交通安全施設の防災機能の強化等に係る経費(135百万円(復興庁計上分))を措置した(1(14)viと重複計上)。
		iv ◎平成25年度当初予算において、新たなまちづくりのための道路整備計画に合わせ、信号機、道路標識、交通管制センター等の交通安全施設等の整備等に係る経費(92百万円(復興庁計上分))を計上した。
	国土交通省	i ◎地方公共団体による復興に向けた道路交通環境の整備に対し、社会資本整備総合交付金等により支援を行っている。
※「実施・検討状況」については、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生後、平成23年4月6日被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム決定までの間に実施された事項を含む。		